

# オホクニヌシの国作り

——生大刀・生弓矢の意義を考える——

加 野 友 理

はじめに

『古事記』<sup>1)</sup>(以下、『記』)は、オホクニヌシが根国を去るときに、スサノヲから手に入れた「生大刀・生弓矢」による八十神追放がオホクニヌシの国作りのはじめであったと記載している。オホクニヌシによる地上支配が『記』のなかでいかなる位置づけにあるか考察するために、これら武器と武器を用いた追放の性質を分析することは有効であろう。本稿では、神代記の武器と王権のかかわりを見ることが生大刀・生弓矢の意義を考察し、オホクニヌシの国作りについての理解を深めることを目的とする。

## 1 先行研究

「生大刀・生弓矢」の解釈としては、本居宣長が『古事記伝』で形状言「イク(生)」に注目し、「執持主<sup>しゆしゆ</sup>の、命長く生べき徳ある大刀弓矢<sup>2)</sup>」として以降、生命力に関わる呪力をもった武器とされる。形状言イクは「活き活きしている・生命と力が永久である、の意で、ほめ詞的に名詞を修飾する」(『時代別国語大辞典上代編』)と解釈されるのが通例であり、延喜式などにも例がある。

また、オホクニヌシが生大刀・生弓矢を用いて地上の支配者となることから、「この大刀と弓矢は武力(政治的支配力)を象徴した呪具<sup>3)</sup>」といった解釈も主流である。『古事記注釈』は「大刀、弓矢、琴は宮廷の三種の神器に相当するしるしのものであり、これらを「首長たる正当性の証し」であるとした<sup>4)</sup>。

一方、『新編全集』は

大刀と弓矢とを譲られることは、須佐之男命の強大な力を受け継ぐことであり、それによって(中略)八十神を追い払い国を作ることが可能になる。

とし、生大刀・生弓矢の役割に「スサノヲからオホクニヌシへの力の継承」という新たな視点を与えている<sup>5)</sup>。

いずれも積極的に退けられる説ではないが、首肯しかねる点も挙げられる。まず、形状言「生」の例は『記』において生大刀・生弓矢のみであり、用例から意味を推測することは難しい。他文献に見られる「生」と同義か否かも判断しかねる。

また、結果的にスサノヲによって授けられたにせよ、事実上盗んだものが「首長たる正当性の証し」という体系的なものになりうるのか。「三種の神器」の概念は後代のものであり、『記』の天孫降臨

条を論拠にすることは適切とは言いがたい。したがって消去法的ではあるが、『新編全集』のようにスサノヲからオホクニヌシへの力の継承を象徴する武器であるとするのが、今のところ最も妥当な考え方といえる。

しかし、大刀と弓矢という異なる武器を一括りに解釈していることは、先行研究に共通する問題点といえる。形状・機能が著しく異なり、また神代記におけるありようが異なる（後述）武器について、当該場面でのみその差異を無視することはできない。神野志隆光氏は、「取持<sub>下</sub>其大神之生大刀与<sub>上</sub>生弓矢<sub>上</sub>、及其天沼琴<sub>上</sub>而<sub>上</sub>」という記述から「三つのものが対等に列挙されるかのごとき理解を生みかねないのを、「其」で〈大刀・弓矢〉＋〈琴〉であることを明示」しているとし、大刀・弓矢と琴という単位でその役割を考えるべきだとする<sup>(6)</sup>。しかし、大刀・弓矢が不可分であるということは双方が補完し合う関係にあるともいえ、検討の余地がある。弓矢類・刀剣類の『記』におけるあらわれ方を検討し、生大刀・生弓矢がそれぞれどのような象徴性をもつか検討したい。

## 2 天地の交渉と弓矢

イザナキから追放宣告を受けたスサノヲが高天原に参上すると、アマテラスは弓矢類で武装して待ち迎え威嚇する。「我那勢命之上来由者、必不<sub>レ</sub>善心<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>我国<sub>一</sub>耳。」（神代記）というアマテラスの言葉からは、スサノヲの訪問を高天原の主権を奪う意図に基づくものであると捉えて武装したことがわかる。大林太良氏はこの場面について、

アマテラスは高天原の統治者であり、主権神である。そして彼

女が高天原の主権を防衛するためにした武装は弓矢が主体だったのである<sup>(7)</sup>。

と述べ、弓矢と高天原の統治権との関係を示唆した。

比較のため、『古事記』と『日本書紀』（以下、『紀』）諸伝の当該場面に記載されるアマテラスの用いた武器の対照表を載せる。これを見ると、『記』では弓矢類だけであるのに対し、『紀』の記述にはすべて刀剣類が含まれていることがわかる。

	古事記	正文	一書第一	一書第二	一書第三
玉	八尺勾璫之五百津之美須麻流之珠	八坂瓊之五百箇御統	なし	なし	なし
鞞①	千人之鞞	千箭之鞞	鞞	なし	なし
鞞②	五百人之鞞	五百箭之鞞	なし	なし	なし
鞞	伊都之竹鞞	稜威之高鞞	稜威高鞞	なし	なし
弓	弓腹振立	振起弓孺	弓箭	なし	なし
劍	なし	急握劍柄	十握劍・九握劍・八握劍	劍	十握劍

『紀』正文は語句が類似していることから、『記』の採用した伝承と同一系統のものかと推察されるが、「急握劍柄」との記述がある。ウケヒで用いられる物実は記紀に共通して玉と劍であり、物語展開のために不可欠な武器は弓矢類よりもむしろ刀剣類といえる。よって、『記』はアマテラスの武装からあえて刀剣類を除き、弓矢類に統一したと思われる。そうすることで、弓矢類が高天原の統治権を主張するための象徴的な武器であることを示しているのではないか。その象徴性は、アメワカヒコの反逆譚からも読みとれる。国譲りのために高天原から派遣された第一回目の使者アメノホヒは、オホ

クニヌシに「媚附」き復命しない。これを受けて天つ神たちは、第二の使者としてアメワカヒコを選び、「天之麻迦古弓」と「天之波矢」を授けて地上に派遣する。しかし、アメワカヒコは天降るやいなやおホクニヌシの娘を娶り、「獲<sub>レ</sub>其国」という企みのもと、八年もの間復命しなかった。

この弓と矢について、松村武雄氏は記紀両方の用例を挙げつつ

これ等の神話伝承は、ある種の弓矢が(1)重大な使命を授けられた者がその資格を保証する聖なる表節若くはその権能を表示する厳かな権標であると観ぜられ且つ信ぜられたこと、及び(2)武將に欠くべからざる、堂々たる表看板とされたことを、明白に示している

と述べた。<sup>(8)</sup> 吉井巖氏は松村説を踏まえ、

天若日子の弓矢は、重大な使命を授けられた者が、その資格を保証する聖なる表節、若しくはその権能を表示する厳かな権標<sub>ヲ</sub>と考へるべきであらう。<sup>(9)</sup>

と述べた。

松村・吉井両氏がその論拠とする重要な用例は、神武天皇即位前紀に存在する。神武はニギハヤヒに仕えるナガスネビコの抗議に対し、ニギハヤヒが天つ神の子ならば必ず「表物」があるのでそれを示すよう告げる。そして示されたニギハヤヒの「表物」は「天羽々矢一隻及歩鞞」であり、それを受けて神武もまた「御天羽々矢一隻及歩鞞」をナガスネビコに見せる。松村氏はこの物語から、弓矢が

神や英雄の威武の標徴とされ、またおのれ等の出自の高さ・正しさを保証する確実な表物とされたのは、洵に自然な心理的帰趨である

とも述べた。確かにこの物語においては弓矢類が天神としての正しい出自を表象する役割をしている。ただし、『記』の対応箇所において、ニギハヤヒの表物は「天津瑞」とあるのみである。『記』の弓矢も出自を保証する聖なる表節もしくは威武的標徴であったならば、表物を弓矢類としてよさそうなのであるが、なぜそうしないのか。

第一使者の「媚附」の意図が語られないのに対し、アメワカヒコの反逆意図は、地上統治権の獲得であることが明示される。アメワカヒコに弓矢を授けたことは、第一次派遣の失敗を悟った高天原側が行った具体的な改善であった。アマテラスが自らの高天原の統治権をスサノヲに主張するため弓矢類で武装したことを踏まえれば、我が子の統治権をスサノヲの後継おホクニヌシに主張するため使者に弓矢を授けたのはごく自然な展開といえよう。使者派遣の目的は、地上の神々に「此の葦原中国は、天つ神御子の命の随に献む」という誓言を、答えさせること<sup>(10)</sup> 向けるようにさせることである。「天」を冠する弓矢を授けられたアメワカヒコは、高天原の代表として地上側に統治権を主張する資格を仮に与えられた。地上支配権を獲得しようという反逆は、その主張権を己のために転用した結果であったと読むことができる。

今再び神武記の「天津瑞」が弓矢類でない理由を考える。天降ったニギハヤヒが在地の豪族ナガスネビコの娘を娶ったことは彼の後継となったことを意味し、神武はそのニギハヤヒの服従を得たことでナガスネビコに勝利し天皇になりえた。『記』のアメワカヒコもまた天降った地でおホクニヌシの娘を娶り、地上統治権を得ようとした。仮に「天津瑞」が天の弓矢類であったならばアメワカヒコ反

逆譚の条件と重なり、高天原が失敗を繰り返したかのような印象を与える。『記』における弓矢のあり方が、ニギハヤヒの所持するものの質を「紀」と異ならせていると思われる。神代記において、弓矢類は統治権の主張の表象として描かれていると結論づけたい。

### 3 刀剣における地上性に由来する威力と王権

その弓矢類に対し、刀剣類は神代記において地上と密接に結びつく。

『記』のササノヲは刀剣類と関係の深い神である。ササノヲと刀剣の関わりの初めはウケヒの場面である。アマテラスに邪心を疑われたササノヲは、心の「清明」を証明するためウケヒを申し出、物実として「十拳劍」を渡す。

次は地上におけるラロチ退治の場面である。ササノヲはラロチを「十拳劍」を用いて殺害し、尾から出た「都牟刈之大刀」をアマテラスに献上する。この大刀は後に「草那芸之大刀」としてニニギと共に天降ることになる。

ササノヲはウケヒ後の狼藉のために高天原を追放され、高天原のアマテラスと地上のササノヲという対立的な構図ができる。そしてそれはオホクニヌシがササノヲの後継として地上を支配することによって、国譲りに至るまで続く。『記』はアマテラスが高天原の主権を主張する際に用いる武器を弓矢類、ササノヲがその強大な力を発揮する際に用いる武器を刀剣類とすることで、弓矢の高天原性と刀剣の地上性を印象づけているようにも思われる。

ところで、『紀』神代上第八段正文では「草薙劍」の本名が「天叢雲劍」であるという一書の伝えを注記している。「天」を冠する

名は高天原との関連性を示唆するが、ササノヲの手によって地上で見出され、献上という手続きを経てはじめて高天原のものとなる『記』のそれとは天との距離感がかなり異なる。また、天孫降臨に伴う神々の武装にも注目される。弓矢類「天之石鞞」「天之波土弓」「天之真鹿兎矢」にはすべて「天」が冠されるのに対し、「頭椎之大刀」にはそれが無い。天との関わりを示唆する形状言の有無によっても弓矢類と刀剣類を区別する姿勢が見られる。

天降る刀剣の神として、タケミカヅチがあるが、この神もまた地上に由来する。第三の使者はどの神がよいか尋ねられたオモイカネは、

坐<sup>三</sup>天安河河上之天石屋<sup>一</sup>、名伊都之尾羽張神、是可<sup>レ</sup>遣。若亦<sup>二</sup>非<sup>三</sup>此神<sup>一</sup>者、其神之子、建御雷之男神、此<sup>レ</sup>応<sup>レ</sup>遣。（神代記）

と答えた。一見すると、イツノヲハハリ・タケミカヅチは天つ神のように思われる。しかし、イツノヲハハリはかつてイザナキが火神を斬首した際の刀剣を神格化したものであり、タケミカヅチはそのときほとばしりついた血から成った神である。

派遣要請に対するイツノヲハハリ<sup>二</sup>の返答<sup>一</sup>「恐之。仕奉。然、於<sup>二</sup>此道<sup>一</sup>者、僕子建御雷神可<sup>レ</sup>遣。」も重要である。馬場小百合氏によると、『記』で「仕奉」の意思確認がなされるのは天側の神に地上側の神が仕える場合だけであること、「恐」「恐之」は「地上の神が天の側の神の求めに応じて服従して言うもの」であることから、この返答は自らを地上の側におくものといえる。そして「貢進」は「人や物などを上位のものへ差し出し、奉ることをいう」語であるが、

天の側の神が自らの代わりに子を天降らせる際には用いられない。タケミカヅチもまた地上側の神であるゆえに、アマテラスがこれを派遣するためには「貢進」という手続きが必要とされた。<sup>11)</sup>

これに従うならば、地上由来の刀剣が服従と献上という手続きを経て高天原側のものとなり、それが再び地上に降されるといふ、草那芸之大刀との共通性が浮かび上がる。神代記では、高天原と地上の関わりを描きつつ、弓矢類は高天原側のもの／刀剣類は地上側のものという構図を周到に打ち出しているといえよう。

それならばスサノヲの強大な力の継承は生大刀のみで十分あらわされるように思われるが、なぜスサノヲは生弓矢をも授けたのか。

#### 4 天地の弓矢と地上支配

スサノヲがオホクニヌシに課した試練のうち、鳴鏑を用いたものは最も過酷であった。「其父大神者、思<sub>二</sub>已死訖<sub>一</sub>」という記述はオホクニヌシ殺害をも厭わなかったことを示す。しかし、オホクニヌシが生還して矢を奉ると、家に入れ、頭の虱を取れと命じて身体への接触を許し、ついには「愛」と思い寝てしまう。この「虱」は実はムカデであるが、オホクニヌシはすでにムカデの室の試練を克服しており、今回は克服を前提とした試練といえる。よって、実質的に鳴鏑の試練を境にスサノヲはオホクニヌシを認めていたと考えられる。アマテラスの弟スサノヲもまた矢によって訪問者オホクニヌシを威嚇し、その矢を克服されたために娘との結婚を認め、自らの後継に定めた。

弓矢類が統治権の主張を表象することを考慮すると、生弓矢は八十神を武力的に追い払うためというより、地上支配権を主張するた

めに授けられたと考えられる。その生弓矢を、スサノヲはオホクニヌシに、自らの強大な力とともに与え、その目的を遂行させた。ゆえに根国退出後のオホクニヌシによる八十神追放が「国作りのはじめ」と語られるのではないか。

しかし、スサノヲおよびスサノヲによって与えられる地上支配権は高天原側から見ても認められないものである。スサノヲの位置づけについての議論は多くなされてきたが、次の場面に注目したい。

速湊佐之男命、詔<sub>二</sub>其老夫<sub>一</sub>、「是、汝之女者、奉<sub>二</sub>於吾<sub>一</sub>哉。」  
答曰、「恐、亦、不<sub>レ</sub>覚<sub>二</sub>御名<sub>一</sub>。」余、答詔、「吾者天照大御神之伊呂勢者也。故、今自<sub>レ</sub>天降坐也。」  
(神代記)

神田典城氏は、スサノヲの発言は「出雲へは、高天原の側、即ちこの世を支配するものの一員として乗り込んできた」ことを示すのであり、「出雲世界に相對するスサノヲは、高天原を中心とした秩序を主宰する者と同格の者として現れている」と述べる。<sup>12)</sup>しかし、それではスサノヲの予祝を受けたオホクニヌシの国作りも高天原的秩序に則った事業となり、国譲りの難航の意味がわからなくなる。

『記』はいわゆる「天降り」を表す時、「天降」は「天皇直系の皇祖」（イザナキ・イザナミ、オシホミミ、ニニギ、神武）に限り、その他は「自天降」とする、表記上の区別を行っている。スサノヲは自らの名を答えるかわりにアマテラスの弟という高貴な身分を明かすが、次いで「自天降」を用いている。

また、自称が必要であるということは、相手に自ずから身分を認識させるだけの力がないことを示す。『記』において、アマテラス

直系の神々や天皇は、周囲は自ずからその立場を察するのであり、自ら宣言する者としては描かれたいという原則がある。一例としてホヲリの海神宮訪問譚をみると、トヨタマビメの侍女はその存在を「益我王<sup>ニ</sup>而甚貴」と讃え、海神も「此人者、天津日高之御子」と了解し、すぐにヒメとの婚姻の設えをする。天の秩序を背負う存在はその超越的な様によって、特に婚姻相手の父に自らの高貴さを了解させることで物語展開を導く。ところがスサノヲは宣言なしに婚姻を了承させることができない。以上のことから、スサノヲは「高天原を中心とした秩序を主宰する者と同格の者」とはいいい難い。

一方で同発言からは、アマテラスの弟としての強い自意識も読み取ることができ、スサノヲは論理的には高天原側の秩序の担い手ではあり得ないものの、自らは高天原側の神として行動する存在として捉えられる。高天原側が容認しないはずの地上支配をオホクニヌシに指令するのは、邪心からではなくスサノヲの認識の問題が関係しているように思われる。

スサノヲが生弓矢をオホクニヌシに授けたのは地上支配権を八十神に対して主張させるためであり、それで高天原側に対抗させるためではない。しかし、スサノヲとその子孫による地上支配そのものが高天原の秩序からの逸脱である。スサノヲが授けたオホクニヌシの地上支配権は乗り越えられるべきものとしてあり、それをあらわす武器もまた天によって克服されるべきものである。スサノヲの生弓矢に対抗するべく、アマテラスは「天」を冠した弓矢を使者に持たせ、高天原側の統治権の正当性を主張しようとしたと考えられる。

スサノヲの武器が冠する「生」に対して高天原側の弓矢に冠されるのが「天」であることにより、その神聖性・正当性が効果的に示

される。しかし、使者はそれを反逆に転用した。これは生弓矢に対する天の弓矢の敗北ともいえよう。生大刀はスサノヲの強大な力の継承を象徴し、生弓矢と組み合わさることによってオホクニヌシの支配をより強固にしている。そこに弓矢だけで立ち向かっても、高天原側は勝利を得られないと考えられる。それを裏づけるように、国譲りの成功は正式に天の側となった刀剣神タケミカツチによって達成される。生大刀・生弓矢に対応する形で天の弓矢と刀剣が揃ったとき、はじめて国譲りが成し遂げられるのである。生大刀と生弓矢の意義を別に検討することによって、オホクニヌシの地上支配の発足と終焉を語る部分の対応関係が浮かび上がる。

## 5 弓矢と占有権

「重大な使命を授けられた者が、その資格を保証する聖なる表節、若しくはその権能を表示する厳かな権標」としての「弓矢の聖化」はすでに指摘されてきたが、『記』では弓矢を持つ者すなわち統治者とはならない。

アマテラスから天孫に授けられる剣などのように、『記』の刀剣類はしばしば儀礼的に授けられる。吉野の国主等の賛歌（応神記）のように、刀剣讚美からそれを帯びる仁徳という人物を讚美する展開をもつ歌謡もあり、刀剣にはいわゆるレガリアとしての意義が認められる。これに対し、武器としての弓矢があらわれるのは戦闘場面に限られ、「矢刺」「射」「撃」などの語で示される実行為に伴う。そして、弓矢を所持する王権側の統治者は『記』を通してアマテラスと雄略天皇だけとかなり限定されており、単純に「皇位に結びつくもの」や「出自の高さ・正しさ」を象徴するものではないことが

わかる。生大刀・生弓矢も「首長たる正当性の証し」などと把握されてきたが、その目的は八十神を追い払うことであり、やはり所持だけでなく実行が求められている。「記」の弓矢に求められるのはそれを相手に向けること、すなわち自らの統治権の正当性を相手に強く主張することである。

『記』の弓矢に実行性が伴うということは、『記』筆者が「矢」の機能に強い意識を向けたことを考えさせる。『記』では「矢刺」の語が頻出するが、同様の行動を表記する際、『紀』は「彎弓」を用いており、相手に矢を向けることではなく主体が弓を引き絞ることに重きをおく表現となっている。神武天皇即位前紀戊午年十二月条には苦戦する神武の弓の先に金色の鴉が飛来するという記述があるが、弓矢の機能の中心を「弓」に見るこうした態度が『記』にはほぼ見られない。こうした表現上の特徴はどのような事情に由来するのであるのか。そこに注目されるのが、弓矢が象徴性をもちうる機能と視覚的な結果が表象する意義である。

注目すべきことに、『記』で敵に痛手を負わされることへの忌避を語るのには、矢によって敗北する者だけである。神武記で、敵の「痛矢串」を負ったイツセは、「負<sub>二</sub>賤奴之痛手<sub>一</sub>」「負<sub>二</sub>賤奴之手<sub>一</sub>乎死。」と繰り返す。同様の表現は仲哀記にも見られる。敵の弓矢に追い詰められたオシクマは

いざあぎ 振熊が 痛手負はずは には鳥の 淡海の海に 潜  
きせなわ

(仲哀記)

と歌い、入水する。「負はずは」は、「提示のハを打ち消しの助動詞

の連用形(中止法)に添えたもので、痛手を「負わずして」の意味を強める働きをする」語であり、オシクマは敵の矢で討たれるよりも入水する方がよいと判断したといえる。

イツセが負った「痛矢串」は他出のない語である。諸注釈書は「痛手を負わせる矢」<sup>(3)</sup>、「痛」は痛手を与える意、「矢串」は物に刺さった矢をいう<sup>(5)</sup>などとしている。普通「串」はものを刺し貫くものと解釈されるが、「閑、狎、串、貫、習也。」(爾雅釋詁)、「串 古患反習也遺字慣也」(篆隸万象名義 高山寺本)などから、「串」は本来「習う」「慣れる」といった意の字であることが窺える。また、上代文献において「串」が殺傷力のある武器として用いられた例もない。

「矢」ではなく「串」で終わっていることから、この武器の第一の性格は「串」であるといえる。折口信夫は「串の重大な用途は、領有を標<sup>シメ</sup>す事で、地にも物にも、自分の物だとのしるしに貫<sup>ス</sup>し」と述べた<sup>(6)</sup>。「串」は本来地面に刺し立てて用いるものであり、その土地を占領することを表す標としての機能をもつ。神代紀一書第三においてスサノヲが犯した「天津罪」の一つに「捶籤」がある。祝詞六月晦大祓には「串刺」ともあり、この行為は「人の田に自分の札などを刺し立て、自分の田であると主張し占領すること」(「時代別」)とされている。他者の領域に「串」を刺すことは、他者の領域を侵し、自らの所有権を主張することであった。「串」は刺し立てた者の領有権を第三者の目にも明らかな形で主張する機能をもつ。柳田國男は諸国山中の地名に「矢神」があることから、祭りに矢を用いるのは境界に矢を立てる「串刺の意」であり、「山神と境を画して相守るの意を含む」と考察し、クシの原義は箭であるとして、

「串」と「矢」の関連を示唆した<sup>17)</sup>。敵の身体に矢・串を刺すことは、その敵を占領したことを意味する。刺された側は敵方の矢・串が身体に残ることで、身体的苦痛以上に、敵方に領有されたことを示す屈辱的な「串刺」の状態になったことに悶える。「記」において特に「矢」が強調され、かつ弓矢が統治権の主張の象徴として構想される背景には、このような把握があると考えられる。

## 6 八十神への対抗と国作り

オホクニヌシの地上支配には武力行使ではない平穏な手段が取られるという特徴があるが、その事業の第一歩として自らの国の境界を決定し安らかにすることが必要であった。山の御尾と河の瀬という場所と「伏」「撥」の字義からは、生大刀・生弓矢による八十神への対抗は暴力的な武力行使・復讐というよりも、境界の外に八十神を追いやり、領域を安らかにする行為であるといえる。

「伏」は「釈名」に「伏、覆也」、「説文解字」に「臥、伏也」とあり、覆う、ふす、ふせる意味をもつ。また、『篆隸万象名義』（高山寺本）に「匿、隱、微、匍匐」とあるように、隠す意や腹ばいになる意もある。「記」の「伏」字の全用例を分類すると、身体やものをふせる意が十四例、人の身体やものを倒す意が五例、服従する・服従させる意が五例、兵士を潜伏させる意が三例、静まる意の例が一例となる。当該場面の「伏」について服従の意でとる注釈書も少なくないが、服従の意の「伏」は通常「不<sub>レ</sub>伏」（マツロハヌ・シタガハヌ）の形で出現する。

景行記では、絶命前に発言権を求めるクマソタケルの背中をヤマトケルがつかみ刺し「押伏」す。雄略記では、落葉の浮いた杯を

献上した三重の姦を雄略天皇が「打伏」せ首を斬ろうとする。伏す者は伏された者の上位に立つとともにその抵抗を抑えることができ。また、兵士を潜伏させる例「兵伏<sub>二</sub>河辺<sub>一</sub>」（応神記）があるように、隠す意もまた他動詞「伏」の重要な要素である。「切<sub>二</sub>伏大樹<sub>一</sub>」（神代記）はものを倒すことを表す「伏」であるが、ものを「伏」せることは眼前から追いやることでもあり、隠す意とも通じる。次に、「撥」の意味を検討する。「記」の「撥」の用例は以下の通りである。

・其蛇將<sub>レ</sub>咋、以<sub>二</sub>此比礼<sub>三</sub>三拳<sub>ア</sub>打<sub>撥</sub>。」（神代記）

・故、如<sub>レ</sub>此言<sub>三</sub>向平<sub>三</sub>和荒夫琉神等<sub>一</sub>、<sub>イ</sub>退<sub>二</sub>撥不伏之人等<sub>一</sub>而。」（神武記）

・於<sub>レ</sub>是、先以<sub>二</sub>其御刀<sub>一</sub>、<sub>エ</sub>刈<sub>二</sub>撥草<sub>一</sub>。」（景行記）

「撥」は、『説文解字』に「治也」とあり、治める意を持つ字である。イ・ウは、それぞれ神武の東征とヤマトケルの征西の成就を表すものであり、敵対者を払いのけ治める意と考えられる。「釈名」には「撥、播也。播、使<sub>二</sub>移散也<sub>一</sub>」「撥、祓、除也」とあり、はねちらす・除く意もある。ア・エの場合「撥」は対象を物理的に払い、眼前から排除する意と考えられる。

これらを考え合わせてササノヲの子祝「毎<sub>二</sub>坂御尾<sub>一</sub>追伏、毎<sub>二</sub>河瀬<sub>一</sub>追撥」をみると、オホクニヌシは八十神を生大刀・生弓矢の威力によって坂の御尾・河の瀬に至るまで追放することで抵抗できないように払い治め、自らの領域から排除したという意に取れる。

境界決定と弓矢類との結びつきは、オホモノヌシがオホクニヌシに祭祀を要求する記事のあとに挿入される系譜記事の神名にも見ら

れる。

次大山昨神、亦名、山末之大主神。此神者、坐<sub>二</sub>近淡海国之日枝山<sub>一</sub>、亦坐<sub>二</sub>葛野之松尾<sub>一</sub>、用<sub>二</sub>鳴鑄<sub>一</sub>神者也。 (神代記)

西宮一民氏は、元來鳴鑄は境界決定の呪具であり、それを用いるこの神の名は「偉大な山の杵(境界の棒)の神」の意、亦名の「山末」も境界を表すと述べる。西宮説の細かな部分の妥当性を今は論じ得ないが、境界とされる場所で矢や杵を刺し立てることと国を治めることとの関連は深く思われる。

標としての矢を境界で用いることは、国に蔓延る負の要素を眼前から払い境界の外へ追いやることであつたと考えられる。オホクニヌシが八十神を追い払つたことは、国を作る事業の第一歩として自らの「国」の境界を生弓矢でもって決定し安らかにすることであつた。

## 7 占有者としてのオホクニヌシ

ササノヲからオホクニヌシに連なる系譜記事において、オホクニヌシの父神は「刺国大神」の娘「刺国若比売」を娶つてオホクニヌシを生んだとされる。他出のないこの神の性格は名義から推測することしかできないが、「国」を「刺」すという名は、刺し立ててその土地の領有権を示す標を喚起させる。父神は国を占める境界神の娘を娶ることでの力を身につけ、そして生まれたのがオホクニヌシであることをこの系譜は示しているのではないか。今まで「兄弟」「八十神」と表記されてきたオホクニヌシの兄弟がササノヲの予祝

の中ではじめて「庶兄弟」と明かされるのは、こうした背景を捉え直し、オホクニヌシが兄神を差し置いて「大国主神」となることの正当性を示す目的があると思われる。

これらは『常陸国風土記』行方郡の夜刀神退治譚を思い起こさせる。麻多智は葦原での開墾事業を妨害する夜刀神を追い払い、標の柵を塚の堀に立て、人の地と神の地の境界を設定し、代々その神の祭りを執り行つたという。悪神との境界を決定することは生活空間を守ることであつた。麻多智が他出のない「箭括氏」であり、その氏族に境界の祭祀が限定されたことは、オホクニヌシが「刺国」の神の血統によつて潜在的に生弓矢の使い手であつたことと同様の構想に基づくのではないか。

ササノヲは自らの末裔であるだけでなく「刺国」の血統によつて保証されたオホクニヌシの国の占有者たる資質を鳴鑄の試練によつて確かめ、自らの後継者として定め生弓矢を授けた。そしてそれを行使するための強大な力を、生大刀を授けることで同時に継承させたのである。

## おわりに

申などと共通して矢が占有権に関わるものであることは古くから指摘されてきたが、戦闘場面における矢はその必然性ゆえに物語的意義を深く問われる機会が多くなつたように思われる。紙幅の関係で今回は論じ得ないが、『記』では弓矢は統治権の主張という核のイメージを保ちつつ、王権の継承に関わる場面において、減ぼされる側と王権側との間に存在する神助の有無や武力の差などを描き出し、巧みに王権側の正当性を演出する役割をもつ。

ところで、『万葉集』は天皇の統治を象徴するような歌謡が冒頭を飾るといわれるが、三番歌は皇子の弓矢を讃える狩りの歌である。求婚、国見と並ぶのがなぜ狩りなのか。『記』の弓矢の描き方と三番歌のような弓矢に持ち主の人格的な有り様を重ねる手法には表現上の距離があるが、検討してきたような古代的発想が下敷きになっている可能性がある。境界における狩りはその土地の神を平定し、射立てたところを境界と定めることであるといえる。王権を中心としない『風土記』において、矢が折れて鹿が逃げるといって、天皇の狩りの失敗が記述され、天皇に勝る土地神の威力が示唆されていることは、それを裏づけている気がしてならない。

上代文学にあらわれるものの表象するところを分析することにより、記述の上に直接的にあらわされることのない事柄を見つけ出し、より作品世界を広げることが出来るのではないだろうか。

注(1) 西宮一民編『古事記 修訂版』（おうふう、二〇〇三）を用いる。字体などは私に改めた。

- (2) 本居宣長『古事記伝』（本居宣長全集九卷）筑摩書房、一九六八
- (3) 『古事記・上代歌謡』（日本古典文学全集）小学館、一九七三
- (4) 西郷信綱『古事記注釈』第二卷、平凡社、一九七六
- (5) 『古事記』（新編日本古典文学全集）小学館、一九九七
- (6) 神野志隆光、山口佳紀『古事記注解4』（笠間書院、一九九七）
- (7) 大林太良「武器と神々」『東アジアの王権神話・日本・朝鮮・琉球』弘文堂、一九八四
- (8) 松村武雄「天孫民族系神話と出雲民族系神話」『古事記大成（第五卷）』平凡社、一九五八
- (9) 吉井巖「天若日子の伝承について」『天皇の系譜と神話 二』塙書房、

- 一九七六
- (10) 神野志隆光「ことむけ」『古事記覚書』『国語と国文学』五二号、一九七五
- (11) 馬場小百合「貢進」『された建御雷神―地上に現れた神による葦原中国の平定』『国語と国文学』八七卷八号、二〇一〇
- (12) 神田典城『日本神話論考 出雲神話編』笠間書院、一九九二
- (13) 松本直樹「高天原に氷椽たかしりて」について―『古事記』の表現―『古事記年報』四〇巻、一九九八
- (14) 荻原千鶴『古事記』の雄略天皇像『上代文学』七十八号、一九九七
- (15) 土橋寛『古代歌謡全注釈 古事記編』日本古典評釈・全注釈叢書、角川書店、一九七二
- (16) 折口信夫『万葉集辞典』（折口信夫全集第六卷）中央公論社、一九五六
- (17) 柳田国男「地名の研究」『柳田国男全集』二〇、筑摩書房、一九九〇
- (18) 西宮一民「訓読」各説『古事記の研究』おうふう、一九九三
- (19) 飯泉健司「播磨国風土記・飭磨」伊刀島伝承」考・天皇の狩猟失敗を語る意義』『立正大学文学部論叢』一〇三号、一九九六